

天理市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正（案）

天理市地域公共交通活性化協議会規約の一部を次のように改正する。

1. 第7条に次の項を追加する。

「3 会長が当事者双方の代理人となる契約等については、副会長が会長の職務を代理する。」

2. 別表（第4条関係）中、「奈良県タクシー協会天理部会代表」を「一般社団法人奈良県タクシー協会天理部会代表」に、「社団法人奈良県バス協会専務理事」を「公益社団法人奈良県バス協会専務理事」に、「奈良県タクシー協会専務理事」を「一般社団法人奈良県タクシー協会専務理事」に、それぞれ変更する。

附 則

この規約は、平成26年11月5日から施行する。